

大阪府宿泊税について

平成 29 年 1 月 1 日から大阪府条例により大阪府内の宿泊施設にお泊りのお客様には宿泊税が課税されます。

ダイワロイネットホテルズにご宿泊される際、宿泊税をご負担いただくようになります。
(大阪北浜、四ツ橋、大阪上本町、堺東が対象です。)

<<宿泊料金に含まれるもの>>

- ・素泊まりの料金

<<宿泊料金に含まれないもの>>

- ・消費税
- ・宿泊以外のサービスに相当する料金
例) 食事・駐車場・FAX・コピー・新聞・クリーニング・会議室・宴会・電話等

<<宿泊税>>

- 10,000 円未満・・・・・・・・課税されません
- 10,000 円以上 15,000 未満・・・100 円
- 15,000 円以上 20,000 未満・・・200 円
- 20,000 円以上・・・・・・・・300 円

※宿泊税の課税率は、宿泊料金お 1 人様 1 泊ごとに課税となります。

詳しくは下記の大阪府のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/index.html>